

動物愛護基金活用例

(千円)

	令和元年度予算	金額	令和2年度予算	金額	差額	
助成	野良猫不妊手術助成金	4500	野良猫不妊手術助成金	5500	1000	
	多頭飼育猫不妊手術助成金	500	多頭飼育猫不妊手術助成金 ※オス猫も助成対象に含めるとともに、多頭飼育となる恐れのある家庭の飼猫にも助成を広げる	1000	500	
	小計	5000	小計	6500	1500	
啓発・適正飼養	動物飼養マナー啓発看板	100	動物飼養マナー啓発看板	100	0	
	動物愛護基金PRポケットティッシュ	40	動物愛護基金PRポケットティッシュ	30	-10	
	動物愛護啓発用パンフレット	120	動物愛護啓発用パンフレット	110	-10	
	動物飼養啓発マナーグッズ	40	動物愛護基金呼びかけグッズ	40	0	
	学校飼育動物飼料	100	猫侵入防止機	20	20	
			学校飼育動物飼料	100	0	
			収容動物用消耗品(動物収容ケージ、飼料、猫砂、シーツ等)	149	149	
			防護服※多頭飼育崩壊現場立入時	110	110	
		小計	400	小計	659	259
	ボランティア支援	収容犬のトリミング	30	収容犬のトリミング	30	0
譲渡会会場費助成		200	譲渡会会場費助成	200	0	
収容動物用医薬品購入費		320	収容動物用医薬品購入費	320	0	
ボランティア保護動物への支援費用		2500	ボランティア保護動物への支援費用	1000	-1500	
[ワクチン、治療費、不妊手術、検査費			※ワクチン費、治療費、不妊手術費、検査費		0	
予備費		512	予備費	0	-512	
小計		3562	小計	1550	-2012	
合計		8962	合計	8709	-253	

※多頭飼育崩壊家庭が年3世帯、1世帯当たり10回訪問、作業員2名を想定し、換算。
 (防護服タイプックスソフトウエア1型) 3*10*2*1,070*1.1=70,620円
 (防護マスク3Mマスク) 4,455*7(消費が激しいため多めに想定)=31,185円
 (防護ゴーグル) 1,500*3(作業員用予備)*1.1=4,950円

計 106,755円

(補正)
 野良猫不妊手術
 助成金
 一年度(概)11,000
 円、(概)8,000円
 値引の取扱費に
 より算出

令和元年 12 月 18 日

質 問 事 項 (回 答)

▼動物愛護基金について

1. 平成 24 年度からの動物愛護基金の受入額をご教示ください。

年度	受入額(円)
H24 年度	6,449,000
H25 年度	1,834,500
H26 年度	13,210,500
H27 年度	5,740,736
H28 年度	6,633,900
H29 年度	8,350,500
H30 年度	14,881,438
R 元年度 (12 月 5 日時点)	4,159,000

2. 平成 24 年度からの動物愛護基金の使途と決算額をご教示ください。

年度		決算額
H24 年度	野良猫不妊手術助成金	700,000 円
H25 年度	野良猫不妊手術助成金	1,000,000 円
	収容犬のトリミング	6,000 円
	動物愛護基金 PR ポケットティッシュ	16,747 円
	動物愛護啓発パンフレット	201,600 円
H26 年度	野良猫不妊手術助成金	970,000 円
	収容犬のトリミング	4,000 円
	動物愛護基金 PR ポケットティッシュ	34,560 円
H27 年度	野良猫不妊手術助成金	1,000,000 円
	収容犬のトリミング	6,000 円
	動物愛護基金 PR ポケットティッシュ	54,864 円
	動物愛護啓発パンフレット	126,900 円
	動物適正飼養啓発物印刷用トナー購入	67,716 円
H28 年度	野良猫不妊手術助成金	2,000,000 円
	収容犬のトリミング	4,000 円
	動物愛護基金 PR ポケットティッシュ	54,864 円
	動物愛護啓発パンフレット	173,880 円

	動物飼養啓発マナーグッズ 学校飼育動物飼料 動物収容ケージ購入 猫侵入防止機購入 収容動物情報編集用パソコン 収容動物情報印刷用プリンタ	86,400 円 104,338 円 19,690 円 49,950 円 96,984 円 23,544 円
H29 年度	野良猫不妊手術助成金 収容犬のトリミング 動物愛護基金 PR ポケットティッシュ 動物愛護啓発パンフレット 動物飼養啓発マナーグッズ 学校飼育動物飼料 動物収容ケージ購入 猫侵入防止機購入 収容動物情報印刷用プリンタインク	3,500,000 円 6,000 円 38,232 円 137,700 円 334,570 円 187,414 円 19,980 円 67,770 円 25,695 円
H30 年度	野良猫不妊手術助成金 収容犬のトリミング 動物愛護基金 PR ポケットティッシュ 動物愛護啓発パンフレット 動物飼養啓発マナーグッズ 学校飼育動物飼料 動物収容ケージ購入 猫砂購入 収容動物情報印刷用プリンタインク	3,459,400 円 3,000 円 90,072 円 197,640 円 186,840 円 155,129 円 66,960 円 68,346 円 44,966 円
H31 年度 (予算額)	野良猫不妊手術助成金 多頭飼育猫不能手術助成金 動物飼育マナー啓発看板 動物愛護基金 PR ポケットティッシュ 動物愛護啓発パンフレット 動物飼養啓発マナーグッズ 学校飼育動物飼料 収容犬のトリミング 譲渡会会場費助成 収容動物用医療品購入費 ボランティア保護動物への支援費用 予備費	(予算額) 4,500,000 円 500,000 円 100,000 円 40,000 円 120,000 円 40,000 円 100,000 円 30,000 円 200,000 円 320,000 円 2,500,000 円 512,000 円

▼譲渡について

3. 各年度の猫の譲渡についてご教示ください。

	H21	H22	H23	H24	H25
センターからの譲渡数	11	26	14	53	112
団体譲渡数 (ボランティアへの譲渡数)	-	-	-	-	-
合計	11	26	14	53	112

	H26	H27	H28	H29	H30
センターからの譲渡数	46	52	43	31	41
団体譲渡数 (ボランティアへの譲渡数)	-	7	33	38	99
合計	46	59	76	69	140

4. 各年度の猫の処分数についてご教示ください。

	H21	H22	H23	H24	H25
成熟個体	68	44	29	29	23
幼齢個体	507	517	356	270	184
計	575	561	385	299	207

	H26	H27	H28	H29	H30
成熟個体	23	23	15	20	20
幼齢個体	214	252	163	139	81
計	237	275	178	159	101

5. (1) 市の犬猫の殺処分及び死体の焼却は兵庫県に委託されているとのこと。その委託額をご教示ください。

→平成30年度委託額：32,100円（内訳：殺処分0円、死体焼却32,100円）

(2) 上記の委託費用は、殺処分1匹いくらですか？死体焼却は1匹いくらですか？

→殺処分は成猫250円/匹、子猫25円/匹、死体焼却は成猫1,000円/匹、子猫100円/匹です。

6. (1) 尼崎市の負傷動物の治療は（一社）尼崎市開業獣医師会に委託しているとありますが、動物病院で治療を受けた負傷動物はセンターに収容され、譲渡されるという流れで

すか？治療費の上限はありますか？事業の概要を教えてください。

→公共の場所において発見され、市民等により（一社）尼崎市開業獣医師会の指定病院に搬入された、疾病にかかり若しくは負傷している所有者不明の犬、猫等の動物を、市と獣医師会の契約で定められた治療費（哺乳類：1匹につき上限7,900円、鳥類：1羽につき上限3,650円）の範囲内で治療を実施し、動物愛護センターに搬入するものです。動物愛護センターに搬入された動物は、返還、譲渡、殺処分いずれかの対応になります。

(2) 上記委託業務における各年度の個体数とセンターに搬入後の対応状況、治療費総額を教えてください。

→以下のとおりです。センター搬入後の治療費に関しましては、開業獣医院とは異なり治療項目や手技に対する単価を設定する性質の施設ではないことから、算出できません。

		H26	H27	H28	H29	H30
哺乳類（匹）		27	38	21	35	24
鳥類（羽）		0	0	0	0	1
個体数計		27	38	21	35	25
センター 收容後の 措置（匹）	既に死亡	文書保管期限を過ぎたため確認できず		2	8	12
	返還	0	0	0	0	1
	譲渡	0	0	0	1	2
	殺処分	27 既に死亡含む	38 既に死亡含む	19	26	10
治療費総額（円）		-	-	-	-	-

7. (1) 5、6以外にどのような外部委託がありますか？

→5、6以外で收容動物に関連する外部委託はございません。

(2) 收容動物関連の外部委託以外、動物愛護センターの業務に係る外部委託はどのようなものがありますか？ご教示ください。

→收容動物関連の外部委託以外で、動物愛護センターの業務に係る外部委託（施設維持管理業務に係る外部委託を除く）として狂犬病予防通知等業務委託、犬の鑑札等交付事務委託があります。

(3) 動物処分業務等の委託料として577,000円（577,110円です。）（29年度決算）550,000円（550,384円です。）（30年度決算）の内訳はどのようなものですか？

→動物処分業務の委託料の内訳は以下のとおりです。

平成29年度（577,110円）		平成30年度（550,384円）	
処分業務（死体焼却）	35,900円	処分業務（死体焼却）	32,100円
搬送業務	454,310円	搬送業務	459,334円
負傷動物治療等業務	86,900円	負傷動物治療等業務	58,950円

▼ 動物愛護基金活用案について

8. (1) 今回の予算案をみましても予算額は1,000万円を超えています。ここまで動物愛護基金に依存した本市動物愛護事業に強い不安を感じます。寄付が減少すれば事業が行えないということになります。これでは、自治体の事業の有り様としては非常に不安定でないかと危惧します。本年度の動物愛護基金への寄付額の目標（見込み）をご提示ください。

→本年度の寄付額の予測は、過去3年間の100万円以上の寄付額を除いた平均値を目途に700万円～800万円程度を見込んでいます。

また、来年度の予算額は委員の皆様からの意見をもとに今年度とほぼ同額に修正しています。

なお、予算については実際に執行した金額しか基金から引き出さないため、予算の未使用分は基金に残ります。

- (2) 法改正により、尼崎住民からの寄付は返礼品が無くなりました。寄付金の減少が予想されますが、寄付額を維持するため、何かしらの対策は講じる予定ですか？

→動物愛護基金に寄付をされる方のほとんど動物愛護に対する関心が強く、返礼品目的での寄付は割合的に高くないと考えますが、今後の基金の動向に鑑みつつ、様々な機会においてPRに努めていきたいと考えます。

- (3) 基金を使うばかりでなく、寄付金を集めるための努力と知恵が必要です。安定的に財源を確保するため、動物愛護基金の応援団、オフィシャルサポーターの設置をお願い致します。京都動物愛護センターのボランティアスタッフは、動物愛護イベントの企画実践、機関紙の作成等を任されています。

尼崎市のセンターは人員不足なので、オフィシャルサポーターはできないとの回答もありましたので、オフィシャルサポーターの企画等を推進員がやるようにしてはどうでしょうか。推進員の意見も聞いて協議できる場を作ってはどうでしょうか。ご検討ください。

→従前より、推進員の皆様には推進員活動の一環として、動物愛護基金のPRを実施していただいております。本市公認のボランティアである推進員の皆様は、既にオフィシャルサポーターの役割を担われていると考えます。

- (4) 推進員は既にオフィシャルサポーターとしての役割を担っているということですので、推進員のなかで動物愛護基金PRチームを作り、オフィシャルサポーターとしての活動を行っていきたいと思います。イベント開催、パンフレット作成、PRなど検討し、内容等は事前にご相談させていただきます。

現在、1000万円規模の事業が動物愛護基金から捻出されており、これをもとにボランティアを含む多くの市民が、人と動物にまつわる問題解決にあたっております。本市動物愛護対策事業の目的、事業概要は、動物愛護思想の効用と適正飼養の啓発、犬猫の引取、負傷動物の収容、治療、収容動物の返還、殺処分、譲渡処分等とあります。動物愛護基金から支出されている項目のほとんどが、動物愛護対策事

業に該当するものようですが、寄付が集まらなかった場合は、事業継続のため一般財源から予算をつけていただけるのでしょうか？それとも事業はできなくなりますか？見直しをご教示ください。

寄付という不安定要素の高い財源を、より安定的なものにする努力をしたい。これが私たちの考えです。その効果的な方法として、動物愛護基金の本市公認の応援団（オフィシャルサポーター）の導入を提案しております。また、動物愛護センターの施設整備につきましても前向きに検討されているとのこと。今こそ動物愛護基金の拡充を確実に進めていかなければならないと思います。いかがでしょうか？オフィシャルサポーター以外でも具体的な対案がありましたらご教示ください。

→オフィシャルサポーターについては、(4)前段の質問においては推進員活動の一環として動物愛護基金 PR チームを作り、イベント開催、PR 等、オフィシャルサポーターとしての活動を行っていくとの記述ですが、後段で示す「動物愛護基金の本市公認の応援団（オフィシャルサポーター）の導入」の提案とは具体的にどのようなものを想定されているのでしょうか。「オフィシャルサポーター」の設置目的や活動内容など、動物愛護推進員という現行制度のなかで違いを整理する必要があることから、引き続き、協議が必要かと考えています。

※ 以下、令和 2 年度予算に関する質問は、11 月 28 日に実施した作業部会内にて修正予算案を提示したところであり、質問の金額に差異が出ているため、修正・補足いたします。

9. 野良猫不妊手術助成金について（450 万円→500 万円）（550 万に修正）

(1) 50 万円増額の理由をご教示ください。

協議会からの意見により、単価を雌 11,000 円、雄 6,000 円に見直し、29、30 年度の手術実績(約 700 頭)により増額分を算出

(2) 平成 28 年度、平成 29 年度、平成 30 年度の野良猫不妊手術助成額（決算）をご教示ください。

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
金額	2,000,000 円	5,500,000 円	5,459,400 円
	※一般財源含む	※一般財源含む	※一般財源含む

10. 多頭飼育猫不妊手術助成金 50 万円→150 万円(100 万に修正)

(1) 150 万円の内訳をご教示ください。

協議会からの意見により、雄猫も対象にするとともに、未然防止対策として多頭飼育となる恐れのある家庭にも運用できるようにすることから増額。

(2) 「オス猫も助成対象に含めるとともに、多頭飼育となる恐れのある家庭の飼い猫にも助成を広げる」とあります。「多頭飼育となる恐れのある家庭」をどのように定義

し、どのように運用するのでしょうか？

→全国の自治体の多頭飼育崩壊事例を確認すると、福祉事業の受援者等（高齢者・独居者及び周囲から孤立している・精神障害等及びこれらの条件を複合して有し、低所得者）が「多頭飼育となる恐れのある家庭」に該当するケースが多く見受けられます。もちろん全てのケースがこれに該当するとは言えませんが、助成が必要な対象を的確に選別し、多頭飼育崩壊の防止に活用して行けるよう検討を進めてまいります。

(3) 助成対象を「オス猫」、「多頭飼育となる恐れのある家庭の飼い猫」に広げる場合の要綱（案）をご提示ください。

→現在、要綱案を検討中です。

11. 動物飼養マナー啓発看板 10万円→20万円（10万に修正）

(1) 20万円の内訳（単価×数量）をご教示ください。

(2) 協議会にて現物をご提示下さい。

→協議会に持参しました。

(3) 単価が高いので、チラシを作成してラミネートという安価な方法で対応できませんか？ラミネーターは寄付できますが。この看板は愛護基金以前から作られていたが、一般財源で作っていたものを愛護基金にまわしたということでしょうか？

→プラスチック看板と異なり、ラミネートは耐久性が弱く、劣化の度に交換が必要となること、また、ラミネートでまとまった数の看板を作成するにあたり、多大な労力が必要と考えます。現行看板の材質については、より安価で耐久性があり効果的なものについて検討を重ねてまいります。また、この看板は過去にも一般財源で作成したことはありません。

(4) この看板をほしいとお願いした時、「何枚でも持って行ってください」と言われた推進員がいます。どのようなところでどのような数を配布されているのでしょうか？配布上限決めたほうが良いと思います。配布上限やルールを作って、残った場合は返品してもらう等の対応をお願いします。

→今後配布上限について検討いたします。

12. 動物愛護基金 PR ポケットティッシュ 4万円→10万円（3万に修正）

(1) 10万円の内訳（単価×数量）をご教示ください。

(2) 協議会にて現物をご提示下さい。

→協議会に持参しました。

(3) ポケットティッシュはどのように活用しますか？ボランティアは街頭募金やイベントを行っています。センターも以前は駅前でポケットティッシュの配布を行っていましたが、今後そのようなPR活動は行わないですか？

→今後のPR活動について、街頭配布も含め検討いたします。

(4) 地域のイベント等で配布したポケットティッシュが大量に残って活用されないまま

になっているケースがあります。活用されたように見えていますが、無駄になっているケースが大変多いように感じます。配布上限やルールを作って、残った場合は返品してもらう等の対応をお願いします。

→今後配布上限について検討いたします。

13. 動物愛護啓発用パンフレット 12万円→15万円(11万に修正)

(1) 15万円の内訳(単価×数量)をご教示ください。

(2) 協議会において現物をご提示ください。

→協議会に持参しました。

(3) 啓発看板、ティッシュ、パンフレット、マナーグッズは、どこに配布されているのでしょうか。活用されて効果があったのでしょうか。市民委員として携わるまでいずれも見たことがありません。勉強のため譲渡会、サマセミなどに行ってやっと現物を見つけました。看板は探してやっと近所で一つを見つけました。探さないと目にする事がないということです。PRの方法を考える必要があると思います。

どこに配布されているのでしょうか。活用されてどのような効果があったのでしょうか? 配布上限やルールを設けてください。パンフレット裏面に年度の表記がありますが、余った場合前年度分は処分されますか?

→パンフレットは、センター窓口で配布している他、過去に図書館(北、中央)、公民館(中央、小田、大庄、立花、武庫、園田)、本庁に配置を依頼した経緯があります。今後は在庫の有無も含めて配置の継続を依頼するとともに、各支所等市民の目につきやすい施設等への配置を検討しております。

パンフレット裏面の年度は発行年度であり、年度に関係なく配布しており処分は行っておりません。

(4) ガイドブック、パンフレット等の内容について、推進員の方からももっとこうしてほしい、こういう内容にしてほしいという要望があります。これまでずっと同じ内容なので、推進員等の意見もいただいて、現場に則した内容に改定することは可能ですか?

→皆様からの意見を参考に精査した内容については、取り入れていきたいと考えます。

14. 動物飼養啓発マナーグッズ 3万円(動物愛護基金呼びかけグッズ 4万円に修正)

(1) どのような物ですか? 協議会にて現物をご提示ください。

→協議会に持参しました。

(2) 3万円の内訳(単価と数量)をご教示ください。

→協議会にて動物愛護基金呼びかけグッズに関するアイデアをいただきましたので、今後どのような形のものにしていくか、検討してまいりたいと考えております。

(3) どこに配布されているのでしょうか。活用されてどのような効果があったのでしょうか? 配布上限やルールを設けてください。

→狂犬病予防接種の集合注射会場等で、散歩中の犬の糞処理の啓発のために配布しております。犬の飼い主に糞の後始末の必要性を広く認識させる上で一定の効果があっ

たと考えます。今後様々な意見を踏まえた上で、啓発物の内容や種類について検討いたします。

15. 猫侵入防止機 20,000 円

- (1) どのような物ですか？協議会にて現物をご提示ください。
→協議会にて仕様書を提示しました。
- (2) 2万円の内訳（単価と数量）をご教示ください。
→既存製品の故障等の不具合が生じた際の予備的な予算として計上しております。
- (3) センターから借りたが効果が無いとって長期間放置されている猫侵入防止機がありました。把握されていますか？貸出期間など貸出し規約を教えてください。
→貸出期間は最大30日間です。試用申込の際に、自己の責任で管理する事、試用期間中でも返還要請があった場合は返還に応じる事、他者に転貸しない事、損傷及び紛失した場合は同型機を購入弁済する事を誓約していただきます。
- (4) 現在何台あり、何台貸し出ししていますか？
→現在12台あり、7台貸し出ししています。
- (5) 紛失の場合は住民が弁償しますか？
→住民（借りた人）が購入弁済します。

啓発・適正飼養に係る予算（看板、ポケットティッシュ、パンフレット、呼びかけグッズ、侵入防止機）は協議会からの意見を受け、前年と同額で調整しております。

16. 譲渡促進のための必要経費 0円→60万円（0円に修正）

- 協議会の意見を踏まえ、本提案は削除しています。
- (1) センターから譲渡した未手術の犬猫について、不妊手術をしたかどうかの確認（追跡調査）を行っていますか？参考までに他の自治体の「不妊手術実施確認書」を添付します。この確認書の提出が譲渡条件の一つになっています。
→これまで、センターから動物を譲渡したご家族には譲渡1年後を目安にアンケート調査にご協力いただき、譲渡後の動物の状態について確認しております。今後は、ご提案の「不妊手術実施確認書」等の実効性について確認しつつ、実情に即した追跡調査の方法について検討していきます。
 - (2) 譲渡希望者に繁殖防止や逸走防止策についてお伝えいたしますとのこと。
不妊手術実施等を約束した譲渡誓約書はとらないのですか？
→従来より、譲渡誓約書にて誓約をとっております。
 - (3) 不妊手術の実施が不確かでは、せつかくの行政譲渡が、ノラ猫問題や多頭飼育崩壊につながり負の再生産になりかねません。不妊手術の実施確認の方法として、譲渡後、何か月以内かに不妊手術を受けることと確認書類（動物病院の手術済み確認書と領収書）の提出を書面に明記し誓約してもらうのが一般的ですし、有効です。できる

方法があるならまずは費用のかからない方法が望ましいと考えます。これまでの譲渡先において、不妊手術がされていない事例が多いのでしょうか？その結果を踏まえての不妊手術費用の助成ということでしょうか？

→協議会の意見を踏まえ、本提案は削除しています。

(4) センターから動物を譲渡したご家族には譲渡1年後を目安にアンケート調査にご協力いただき、譲渡後の動物の状態について確認していますとのこと。アンケートの質問内容を教えてください。

→登録状況（犬）、狂犬病予防注射の有無（犬）、不妊手術実施の有無（犬猫）、飼育状況（猫）、健康状態（犬猫）、その他（犬猫）。

(5) アンケート調査の結果から、譲渡した猫の不妊手術の実施状況を教えてください。

→以下のとおりです。

	H21	H22	H23	H24	H25
センターからの譲渡数	11	26	14	53	112
不妊去勢手術をした（匹）	6	15	12	39	61
不妊去勢手術をしていない（匹） もしくは音信不通	5	10	2	9	41
死亡（匹）	0	1	0	5	10

	H26	H27	H28	H29	H30
センターからの譲渡数	46	52	43	31	41
団体譲渡数 (ボランティアへの譲渡数)	-	7	33	38	99
不妊去勢手術をした（匹）	25	36	32	17	R1 年度末 調査予定
不妊去勢手術をしていない（匹） もしくは音信不通	21	16	11	14	
死亡（匹）	0	0	0	0	

(6) 譲渡適性が認められた収容動物のPRについては、実現可能かつ効果的なものを模索していきたいと考えておりますとのこと。いつごろまでにご提示いただけますか？

→譲渡適性が認められた収容動物の情報開示については、既に今年度6月頃より、本市HP及び民間里親募集サイトにて掲載し譲渡希望者を募っております。

17. 学校飼育動物飼料 10万円→10万円

(1) 10万円の内訳（単価×数量）をご教示ください。

(2) 尼崎市の寄付者の方から、どこの学校で飼育している？と聞かれる事があります。飼料を提供している学校名をご教示ください。

→難波の梅小学校、下坂部小学校、成文小学校、成徳小学校、立花西小学校、武庫小学校、武庫東小学校、園田小学校、上坂部小学校、御園小学校、園田北幼稚園、立花幼稚園、塚口幼稚園

- (3) 学校飼育動物の事業は HP の記載はありませんが、教育委員会と動物愛護センターの共同事業ということですか。

→学校飼育動物活動は、一般社団法人尼崎市開業獣医師会に動物愛護センターが協力し、平成12年度から実施している事業です。低学年を対象にしたウサギのふれあい教室や飼育委員会を訪問しての飼育指導等を行っています。前年度は計7校で活動を行い、開業獣医師指導の下での動物とのふれあいや適正飼育の啓発を通じて、生命に対する責任や動物を慈しむ心の育成、情操教育の一端を担っています。

- (4) 飼料を提供している学校に、動物愛護基金を使って飼料提供したりしていることをお伝えしていますか？

→動物愛護基金で購入した飼料であることは、教頭会、園長会、教育委員会に活動の趣旨を説明する際に必ず伝えております。

- (5) 飼料提供している学校に、動物愛護基金のチラシを配布するなど、ご協力をお願いすることは可能ですか？

→教育委員会に確認いたします。

18. 収容動物用消耗品（動物収容ケージ、飼料、猫砂、シーツ等） 0→36万円（14万9千円に修正）

- (1) 36万円の内訳をご教示ください。

- (2) 犬猫の収容は、保健所設置市、中核市として、元々からの動物愛護センターの業務ですが、それに係る最低限必要な飼料や猫砂、シーツなどについては、元々一般財源から予算はとれていなかったのですか？パソコン代やプリンターインク代まで動物愛護基金から捻出されてきましたが、本来一般財源から出すべきものはまずは一般財源で予算要求していただきたいと思えます。

→従来より動物愛護センターの業務に係る必要最低限の飼料や猫砂等については、事業費の中で予算確保をしております。当該基金で挙げている収容動物用消耗品の対象は、多頭飼育崩壊等により緊急的に収容数が増えた場合に成猫15匹を年間3回引き取ったと仮定したときに必要と考えられる経費です。予算設計にあっては、想定を超える頭数の収容や収容日数の延長等を考慮しております。

- (3) 動物の餌、薬資材等の決算額が577,000円（29年度決算）550,000円（30年度決算）となっています。来年度の予算額を教えてください。

→動物の餌、薬資材等での個別決算は挙げておらず、ご指摘の項目が含まれた一般財源の決算額は555,448円（H29年度）、529,845円（H30年度）です。

この項目には、動物の餌、薬資材の他、事務消耗品、燃料費、修繕費等が含まれております。

実際「動物の餌」「薬資材」の額を抽出いたしますと、161,767円（H29年度）、224,430円（H30年度）です。

令和2年度予算といたしましては、上記抽出項目について、552,395円を一般財源から計上しております（予防医療に重点を置く個体管理を徹底していくための増額要求）。

19. 収容犬のトリミング 3万円→3万円

- (1) トリマーさんがボランティアで保護犬保護猫のシャンプーやトリミングを行う「ボラトリ」といった活動が広がっています。各地動物愛護センターでの導入も増えてきています。収容動物のQOL向上と譲渡促進のため、尼崎市でもトリミングやシャンプーのボランティア募集を提案します。

→シャンプーについては、職員に対して危険が伴わず、必要であると認められた場合には職員が行っており、長毛種や被毛が著しく粗雑、あるいは皮膚が敏感で、取扱いに専門的な知識や技術を要する犬のトリミングについては、公募した市内のトリミング事業者に1頭あたり3,000円の低価で実施していただいております。今後、トリミング事業者にボランティアとしてトリミングを受けていただけるかどうか、業者への聞取調査等も踏まえ検討して行きたいと思っております。

- (2) 既に愛護センターの収容動物ならトリミングのボランティアをしたいという方々もおられます。団体譲渡の関連枠等としてご紹介することは可能ですか？

→トリミングボランティアにつきましては、今後検討いたします。

20. 譲渡会会場費助成 200,000円→200,000円

- (1) センター収容猫を譲渡会へ参加させることを提案します。譲渡促進のためにできる最も簡易な方策だと思っております。譲渡会にセンターの猫を参加させられない理由は、脱走リスク、ワクチンの未接種などでしたが、本年度よりセンターの譲渡対象猫はすべてワクチン接種されるようになってきました。また、脱走リスクについては、長年、センターの犬猫が治療や手術が必要になった時、ボランティアが動物病院へ連れていき、治療や手術を受けさせ、また後日センターに戻すという事が行われていました。ボランティアとの連携で、センターではできない治療や手術も可能になっていました。そのおかげで、より良い状態で譲渡につなげることができていました。ボランティアが神戸や伊丹の病院へ犬猫を搬入したりしていましたが、脱走リスクは一切問題になっていませんでした。休日に開催される譲渡会へ職員の参加が好ましくないのであれば、推進員にお任せしてはどうでしょうか。センターと推進員の連携は、議会や推進員合同会議においても確認済みの事項です。センターの猫が外部の譲渡会へ参加できない特段の理由は無いと思っておりますがいかがでしょうか。ご検討ください。

→譲渡会への収容動物の参加につきましては、以前より申し上げているとおり、「センターに持ち込んだら代わりに里親を探してもらえ」という考えに基づく安直な飼

育及び飼育放棄を助長する懸念があることから、実現は難しいと考えておりますが、センターでの里親希望者の見学は常時行っており譲渡促進に努めているところで、今後、さらなる推進に向けて、工夫してまいります。

- (2) センターに連絡をしたら、うちで引き取ったら処分ですと言われたので、市内の各動物愛護団体に引き取り依頼の連絡が相当入っています。「センターに持ち込んだら代わりに里親を探してもらえ」と市民が思わないようにとの趣旨でそのような対応をされていますか？ 安易な飼育放棄はセンター引き取り拒否ができることとなっていますが、その場合も丁寧な指導、サポートできる体制をお願いしたいです。ただ断ってしまうだけでは、遺棄や多頭飼育崩壊につながる可能性が高いです。

『譲渡を受けた家族が適正な飼養者としての自覚とプライドを持ったモデル飼い主になり、日常生活で不妊手術の必要性を始めとした適正飼養の概念を社会に広げていただく事です』とのご回答がありました。そうであるならば、愛護センターで譲渡会を開催する事や民間団体の譲渡会に参加する事により、愛護センターで譲渡促進につなげていくことが、適正飼養の概念を社会に広げ、自覚とプライドをもったモデル飼い主を増やしていく事に他ならないのではないですか。稲村市長も法改正に伴った処分する施設から生かすための施設整備に理解を示されていると聞き及んでおります。多くの市民も愛護センターが命をつなぐ場所であってほしいと願っていると思いますし、そのために推進員等で譲渡の協力体制を整備しているということですので、もう少し前向きにお考えいただけないでしょうか。

→現在、本市に収容されている動物につきましては、団体譲渡や市のホームページ及び民間の里親サイトへの掲載、推進員からの里親希望者の紹介を通じて譲渡に努めているところです。

本市には、「猫が増えたので、猫の面倒を見切れなくなったので、引取ってほしい」「代わりに飼い続けてくれる人を探してほしい」という相談が頻繁にあります。

適正飼養を啓発する市の立場上、市が主体となって譲渡会を主催すると、自分が飼えなくなっても市が引き取ってくれるからと安易な飼育を始める人や、市内外を問わず本市で猫を放棄、あるいは遺棄する人が増加する事態が危惧され、将来的に本市の動物収容能力を超えた場合、収容し切れない動物については殺処分をせざるを得ない可能性も出てくることとなります。それは、愛護活動をされているボランティアの方々も望まない結果だと思います。本市としましては、行き場のない不幸な動物が発生する状況、いわゆる「蛇口」を閉め、民間の団体が実施する譲渡会を様々な方向から支援する事で、殺処分される可能性のある動物の減少に努めていきたいと考えております。

21. 収容所動物医薬品備品購入 32万円→55万円(32万円に修正)

- (1) 55万円の内訳をご教示ください。

→先程の収容動物用消耗品の質問でも回答したように、当該基金で挙げている収容動

物医薬品備品購入の対象は、飼育崩壊により緊急的に収容数が増大し、収容に当たって予防医療や支持療法等が必要な成猫 15 匹を年間 3 回引き取ったと仮定したときに必要と考えられる経費です。予算設計にあつては、想定を超える頭数の収容や感染症の蔓延、治療の長期化等を想定して試算しております。

22. ボランティア保護動物への支援費用 250 万円→250 万円 (100 万円に修正)

(1) 250 万円の内訳をご教示ください。

→今年度の実績から見込み額で修正。

23. 予備費 51 万 2 千円→51 万 2 千円 (0 円に修正)

(1) 本年度、予備費を既に使われていれば、内容と金額をご教示ください。

→現在予備費は使用しておりません。

(2) 収容動物が増えた時の人件費を出すとの説明がありましたが、基金から人件費を出すことに違和感があります。動物舎の清掃、給餌、給水及び飼育環境の向上など、譲渡の犬・猫の日常的な世話をボランティアに依頼する自治体が増えています。京都や神戸の動物愛護センターでは、ボランティア保険に加入する事、守秘義務等に関する契約書を交わすことなどして、積極的に多数のボランティアを参画させています。極めて財政難の本市において、人手不足が大幅に解消されることはないと思います。現在、ボランティアとの連携はどの程度まで進んでいますか？

→動物愛護推進員をはじめ、ボランティアの皆様には様々な面でご協力頂いているところですが、緊急的に収容動物が増えた場合の飼養については、本市動物愛護センターは他市の動物愛護センターのような単独の行政施設ではなく、兵庫県との共有施設であり明確に区分されていない部分もあることから、施設内に不特定多数の人が出入りする点については、セキュリティーの観点に加え、シェルターメディスンの防疫の観点からも好ましくなく慎重な検討が必要と考えています。

(2) どの自治体でも、危険な薬剤の保管や重要書類等々、セキュリティー上の心配がない自治体は無いと思いますが、セキュリティーの観点から県市併せて慎重な検討が必要と考えていますとのこと、具体的にどのような懸念がありますか？又、どの自治体でも不特定多数の人を出入りさせている訳ではありません。面接、契約、誓約書等を交わしたうえでボランティア登録し、適材適所、シフトを組んだりしてお手伝いをしてもらうのが一般的です。推進員は本市公認のボランティアです。推進員に飼養のお手伝いをしていただくということは可能ですか？

→セキュリティー及び防疫に係る設備が整備されていない状態で運営を行う事は課題があることから慎重に検討を重ねてまいります。

24. 協議会/の開催日程について

(1) 協議会開催の年間スケジュールをスムーズに決めていただけないでしょうか。前回

協議会から引き継ぎ度々のお願いになるようですが、過去の協議会では、初回に開催月の年間予定を提示したり、次回開催日を当日に決めたこともあると聞いています。センターにこの件を問い合わせたところ、次回の協議会の議題にあげて決定するという趣旨のお話があったようです。市民委員は、少しでも本市の動物愛護事業の役に立ちたいと考え協議会に参加していますので、何とかしていただきたいです。次回協議会には結論を出していただきますようお願いいたします。また、資料配布は当日でなく、事前にお送りください。当日いただいて検討するのは難しいです。

→協議会は定例会と作業部会に分けられ、定例会議については予算上の開催回数がありますので、皆様の意見を参考に年間スケジュールを組むよう取り組んでいきます。

作業部会については課題に応じて随時、開催することから外部との調整等に時間を要することがあり、開催予定日が流動的になりますが、出来るだけ早めに委員の皆様にはお知らせするとともに、会議資料についても事前に送付するよう善処いたします。

- (2) 開催日については前回の協議会でも年間スケジュールを出してもらおうよう、回数を増やすよう要望がでています。要綱に基づいて簡単に答えの出せることについて、これ以上、時間をかける事はないです。いつまでにどの場所で結論をだしていただけですか？

→来年度の最初に開催する協議会で、定例会議の年間スケジュールについては皆様からの意見を参考に調整したいと思います。

- (2) 来年度の協議会の開催予定は何回で予算計上されていますか。

→協議会定例会は年4回で計上しています。

25. 過去の協議会の内容を知りたいとHPを確認しましたが、H29年度9月以降の議事録がありません。HPへ掲載していただくか、次回の協議会までに未掲載分の議事録をご提供ください。

→HPを更新いたします。

26. (1) 9月20日～26日までは、動物愛護週間です。動物愛護法でも、広く国民の間に命あるものである動物の愛護と適正な飼育についての関心と理解を深めるようにするため、地方公共団体は、動物愛護週間にはその趣旨にふさわしい行事が施されるように努めなければならないと定められています。ですが、残念ながら、この10年以上センター主催の動物愛護イベントはありませんでした。市報9月号の動物愛護週間感について、来年度からは動物愛護基金について掲載して頂きたいです。悲しい事に、私の周囲で基金のことを知っている方は皆無です。私自身もしたのは2年前に議員さんに聞いて知りました。市報は高齢者をはじめ割と見ていらっしやるので良いPRの場だと思います。市報に掲載して頂くためにはどのような動きをすれば良いですか？協議会としても要請をしてはどうでしょう。ご検討お願いいた

します。

→動物愛護イベントについては職員数が限られている部分もございますが、今後どのような形で実現できるか検討を重ねてまいりたいと考えております。

また、動物愛護週間記事での基金に関する文章については例年掲載を行っていましたが、市報の限られた紙面のなかで今年度は多頭飼育崩壊に関する情報を新たに掲載したため、情報量超過による調整で掲載が見送られました。次回の動物愛護週間では掲載できるよう対処していきたいと思っております。

(2) 来年度予算に計上しないと実施できませんので、間に合うように回答をいただけますか？

→イベントの内容について具体的に決まっていないため、まず内容について今後の協議会で検討、決定し、内容の実現に必要な予算について考えていきたいと思っております。

以 上